

# 訪問介護 重要事項説明書

令和8年1月1日 現在

## 1. 法人の概要

法人名 有限会社 愛・福祉サービス  
 法人所在地 神奈川県横浜市保土ヶ谷区鎌谷町 32-22  
 設立日 平成 17 年 1 月 18 日  
 代表者 市川 雪梅  
 運営するサービス内容 訪問介護・介護予防訪問介護  
 生活保護法指定事業  
 地域密着型通所介護・住宅型有料老人ホーム  
 サービス提供地域 西区・神奈川区・南区・中区・保土ヶ谷区・磯子区

## 2. 事業所の概要

事業所名 愛・福祉サービス  
 事業所所在地 神奈川県横浜市浅間町 2-98-5 小邑ビル 1 階  
 電話番号 045-316-8018  
 FAX 番号 045-316-8016  
 事業者番号 1470601020  
 指定年月日 平成 18 年 9 月 1 日  
 管理者 市川 雪梅  
 サービス提供地域 西区・神奈川区・南区・中区・保土ヶ谷区・磯子区  
 共設サービス 地域密着型通所介護

## 3. 事業所の職員体制

職種	業務内容	常勤	非常勤	合計	資格
管理者	従業者及び業務の一元的管理・運営に関する基準を遵守させるための指揮命令	1名	名	1名	介護福祉士 認知症ライフパートナー
サービス提供責任者	利用の申込み・調整・計画を作成・評価・変更 利用者の健康状態の把握・ヘルパーの調整 研修・技術の指導・地域、医療、居宅支援専門員との連携	1名	名	1名	介護福祉士
訪問介護員	日常生活の世話	1名	3名	4名	2級ヘルパー 介護福祉士 初任者研修 認知症ライフパートナー

#### 4. 営業日・営業時間及びサービス提供時間

営業日	月曜日～金曜日 ただし、12月29日～1月3日迄休業
営業時間	午前9:00～午後16:00
サービス提供日	月曜日～金曜日までとする ただし、営業日以外は応相談
サービス提供時間	24時間体制、電話等により連絡可能な体制とする

#### 5. サービス内容

##### 身体介護

食事介護	ご利用者に対して、食事を口に運んだり、食事動作の補助を行う介助サービス
入浴介護	ご自宅にある風呂場にて、全身洗浄や、湯船への移動を介助するサービス
排泄介助	オムツ等の交換・処理や、トイレへの移動・排泄動作の介助を行うサービス
清拭	体の清潔を保つために、各部分をタオル等を使い、拭くなどする介助サービス
体位変換等	日頃、寝返りをうつことが困難な方へ体を傾け、方向を変える介助サービス

##### 生活援助

買物	買い物の代行を行う援助サービス
調理	ご利用者の味付けを引き継ぎ、栄養を考えた調理を援助するサービス
掃除	ご利用者・介護者に代わり、身の回りの掃除を援助するサービス
洗濯	同上に、洗濯物の洗浄・物干し・整頓を援助するサービス
その他のサービス	介護相談等、介護保険や日常の介護の悩みをお答えします。

#### 6. 利用料金

##### 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)の1割です、一定以上の所得者は2割又3割です。

但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス料金は全額自己負担となります。

##### 利用数表

身体介護中心	20分未満 163単位	20分以上 30分未満 244単位	30分以上 60分未満 387単位	60分以上 90分未満 567単位
	1割182 2割363 3割544	1割278 2割543 3割814	1割431 2割861 3割1291	1割631 2割1261 3割1892
生活援助中心			20分以上 45分未満 179単位	45分以上 220単位
			1割199 2割398 3割597	1割245 2割490 3割734
身体介護に引き 続き生活援助を 利用		身体20分以上 30分未満・ 生活20分以上 45分未満 65単位		
		1割73 2割145 3割217		

※基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯は25%増し  
深夜(午後10時～午前6時)は50%増しとなります。

※要介護1～要介護5介護費×単価11.12円を計算する。

※利用者の1回分の目安金額は¥ \_\_\_\_\_ です。 \_\_\_\_\_ は説明について同意・確認致します。  
代理人 \_\_\_\_\_ 本人とのご関係( \_\_\_\_\_ )

## キャンセル料

急なキャンセルの場合には、徴収しません。

通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護等に要した交通費は、徴収しません。

## お支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。お支払方法は現金集金の事とさせていただきます。お客様の住まいで、サービスを提供する為に使用する電気・ガス・水道等の費用はお客様のご負担になります。

## 7. サービスの利用方法

**開始**            まずは、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。  
※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

**終了**            ①お客様のご都合でサービスを終了する場合  
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。  
②当社の都合でサービスを終了する場合  
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1か月前までに文書で通知いたします

**自動終了**        ①お客様が介護保険施設に入所された場合  
②介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合  
③お客様がお亡くなりになった場合  
以上の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

**その他**            当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって、即座にサービスを終了することができます。  
また、利用者のサービス利用料金の支払いが1か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず3日以内に支払われない場合、またはお客様やご家族等が当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

## 8. 運営方針

一人ひとりに求められる介護に対応して、自立を尊重しながらQOLの向上を目指して愛・心・希望を込めて信頼と満足のいただけるサービスの提供に努めます。

## 9. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

## 10. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご家族・居宅介護支援事業者・市町村等に早急に連絡をおこなうとともに、必要な措置をとります。

## 11. サービス内容に関する相談・苦情

- ① 神奈川県国民健康保険団体連合会(国保連)    045-329-3447  
横浜市西区楠町 27-1

② 横浜市 はまふくコール 045-263-8084

③ 市町村介護保険窓口 西区 045-320-8491

利用者の住居区

④ 相談・苦情窓口  
担当 市川 雪梅 045-316-8018

寄せられた相談・苦情に対し、管理者は速やかに相手先に連絡を取り、必要があれば利用者宅を訪問し、その内容の確認や状況の把握に努める。  
事業所内で会議を開き、問題点の整理を行い、今後の改善策を検討する。改善策について管理者が利用者に対し事情説明を行います。  
管理者は改善策を実施するとともに、従業員への指導を徹底させ再発防止に努める。  
居宅介護支援事業者、市町村及び国民健康保険団体連合会に対し報告を行い、助言を受ける。相談・苦情を受け付けた場合は、その内容と処理経過を記録する。

## 12. その他運営についての重要事項

事業所は従業員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1か月以内
- 二 継続研修 年12回

## 13. 衛生管理

平常時の対策としては、事業所の衛生管理（環境整備）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保険所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告をいたします。

## 14. 第三者評価

第三者評価を実施いたしておりません。